

# 避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

## ～ 東京都避難所管理運営の指針別冊 ～

令和2年6月  
福祉保健局

- 新型コロナウイルス感染症について、大規模な地震や台風、豪雨等の風水害時には、多くの住民が避難する避難所が3密状態により感染が拡大する恐れがあることから、避難所における感染防止対策が重要です。
- 必要な**新型コロナウイルス感染症対策**を**事前対策**と**避難所の開設・運営**に分けてまとめています。
- 本ガイドラインは、東京都避難所管理運営の指針の別冊として作成したものであり、区市町村の職員や避難所開設に当たる地域の方等に**分かりやすいよう、事例やイラストなども盛り込んでいます。**



### 主 な 内 容

<b>〈第一章〉 受入れの 基本的な 考え方</b>	咳・発熱等のある人、濃厚接触者、自宅療養者、一般避難者それぞれの基本的な受入れの考え方	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ <b>濃厚接触者</b>や<b>咳・発熱等の感染疑いの人</b>は、一般避難者とは別に<u>それぞれの専用スペース</u>で受け入れ、症状に応じて医療機関等へ受診(P2)</li><li>➤ <b>自宅療養者</b>は一般の避難所に滞在することは適当でないが、一時的に受入が必要な場合は<u>待機スペースで待機し、ホテル等へ移動</u>(P2)</li><li>※ 自宅療養者等の情報共有は、区市町村と保健所で事前に整理(P2)</li></ul>
<b>〈第二章〉 事前対策</b>	1. 感染防止に資する避難行動等の住民周知 2. より多くの避難先の確保 3. 避難所内での感染防止対策	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 風水害や震災等に応じた避難行動（在宅避難、垂直避難等）や、<u>避難所に行く際のマスクや体温計等の持ち物</u>を周知(P4)</li><li>➤ <b>ホテル・旅館等</b>を避難先として確保(P5)</li><li>➤ 体育館以外の<b>教室等の活用</b>を検討して施設管理者と調整(P6)</li><li>➤ 一般避難者用スペースは<b>通路幅を1～2m確保</b>できるように検討(P8)</li><li>➤ 感染の疑いがある人等が使用する空間・動線を<b>専用区域</b>とし、一般避難者用の<b>一般区域と分け（ゾーニング）</b>(P10)</li><li>➤ マスクや非接触型体温計、眼の防護具、ゴム手袋等、感染症対策物資を確保(P11)</li></ul>
<b>〈第三章〉 避難所 開設・運営</b>	1. 台風接近時の事前対策 2. 避難所の設営 3. 避難者の受入 4. 避難所の運営 5. 在宅被災者等への支援 6. 避難所閉鎖後の対応	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ <b>台風接近時</b>は、自宅療養者に<b>在宅避難を前提に避難所等の情報提供</b>(P12)</li><li>➤ 非接触型体温計等を準備した<b>検温・問診所を設置</b>(P13)</li><li>➤ 受入手順に沿って<b>事前に検討した区域に避難者を誘導</b>(P15)</li><li>➤ <b>定期的な換気や清掃・消毒</b>を行い、感染予防を実施(P16, P17)</li><li>➤ 濃厚接触者等の健康観察は、<b>保健所等と連携</b>して実施(P17)</li><li>➤ 在宅被災者等への物資配布は避難所が混雑しないよう避難所周辺に場所を確保</li><li>➤ 避難所閉鎖後は保健所等と相談の上、消毒・換気等を実施(P18) (P18)</li></ul>

※ 本ガイドラインは発行時点の知見を反映したものであり、今後、新たに得られた新型コロナウイルス感染症の知見等を踏まえ更新されるものである。